

令和8年度 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業募集要領

本要領は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金交付先を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 補助金交付の対象

交付要綱第2条の定めによります。

なお、交付要綱第3条に該当する法人は応募できません。

2 補助対象額の算定方法

交付要綱第4条の定めによります。

3 応募の方法

下記のとおり、提出書類一式を添付し、メール提出して下さい。

(1) 募集期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月12日（金）まで

(2) 提出書類 ①事前協議書

②事前協議書 別紙事業計画書

③事前協議書 別表所要額内訳書

④前事業年度の事業報告書及び決算書の写し

※事前協議書の様式は県ホームページよりダウンロードください。(URL : https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/syakaihusushi/houjin_service/24network.html)

※県での書類審査のため、上記以外の書類について追加提出を求められることがあります。

(3) 提出・問合せ先 島根県健康福祉部地域福祉課

福祉基盤・指導監査スタッフ

担当：内田（TEL：0852-22-6762）

MAIL：fukukan@pref.shimane.lg.jp

4 応募に係る留意事項

本事業は国の補助金を活用した間接補助事業です。国の補助金全体の申請額が予算を超過した場合、国が下記優先順位で採択するため、事前協議書の内容が県の採択基準を満たしても、最終的に国の採択に至らず、補助できない可能性があることを予めご了承ください。

また、例年、応募状況に応じて2次募集を行う場合がありますでしたが、本年度は2次募集を行う予定はございません。申請をご希望される場合は、募集期間内に必ずご提出ください。

令和8年度 補助金採択における優先考慮事項（厚生労働省通知より）

国の補助協議額の総額が予算額を超過した場合、以下の順で採択が優先されます。

- | |
|---|
| ①社会福祉連携推進法人化に向けて一般社団法人を設立済みで、当該法人が実施主体となる取組 |
| ②以下のいずれかに該当する取組 <ul style="list-style-type: none">・これまで「地域における公益的な取組」を実施していなかった小規模法人が、新たに実施するためのもの・山村振興法等の指定地域（振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域）における参画法人の経営基盤強化・サービス提供効率化等を図るためのもの・ICT技術の導入支援を活用し、地域貢献のための協働事業を行うもの |
| ③令和6年度以前から補助金交付を受けるプラットフォームで、事業施行等にさらに1年を要する特段の理由がある取組 |

5 補助金交付先の決定

募集締め切り後、県で書類審査を行い、補助事業として採択する場合は、別途通知します。

県からの採択通知をもって、交付要綱第4条に基づき、交付申請書を提出いただくこととなります。

6 事業実施上の留意事項

(1) 記録の整備

職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してください。

(2) 会計の区分

補助金交付先の法人にて、本事業と本事業以外の事業で会計を区分してください。